

外貨自動積立サービス規定

1【外貨自動積立サービス】

- (1) 外貨自動積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、あらかじめお申込みいただいた条件にて円貨の普通預金口座（以下、「引落口座」といいます。）から引落しを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場で換算した外貨額を、お申込みいただいた外貨普通預金口座へ入金（以下、「積立」といいます。）を行うサービスです。
- (2) 本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続により、対象通貨、積立日、積立金額（円貨額）、引落口座及び積立方法等を届出るものとします。なお、引落口座と外貨普通預金口座は、同一支店かつ同一名義であるものとします。
- (3) 当行は指定された積立日に指定された積立金額を指定口座より引落しのうえ、当行所定の外国為替相場で換算した外貨額を外貨普通預金口座に入金します。なお、積立日当日に指定口座より複数の引落しが行われる場合、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。

2【積立】

- (1) 対象通貨、積立日、積立金額（円貨額）、引落口座及び積立方法等は、別に提出された本サービスの申込書に記載のとおりとします。
- (2) 積立金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。500円以上500万円以下の金額を100円単位でご指定ください。
- (3) 引落口座からの引落しについては、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要なものとして取扱います。
- (4) 積立日は次のいずれかよりご指定いただけます。
 - 毎日積立：全ての銀行営業日に積立を行います。土・日・祝日等の銀行休業日の場合は該当日における積立を行わないものとします。
 - 毎週積立：一週間のうち指定された曜日に積立を行います。祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積立を行うものとします。
 - 毎月積立：次のいずれかをご指定いただけます。
 - ・日付指定：1日から31日のうち指定された日付に積立を行います。土・日・祝日等の銀行休業日の場合は翌営業日に積立を行うものとします。（ただし、指定した積立日が暦にない場合は当該月における最終銀行営業日に積み立てるものとします。）
 - ・月末指定：毎月最終銀行営業日に積立を行います。
- (5) 積立日に次のいずれかに該当するときは、積立いたしません。（積立を一時的に停止する場合があります。）なお、積立を行わない場合、事前の通知はいたしません。
 - 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）が積立金額に満たない場合（積立日当日の入金であっても、引落処理後に入金となった場合、引落しはいたしません。）
 - 引落口座が総合口座取引またはカードローン取引のある普通預金口座の場合で、口座振替に際し、引落し後の引落口座のお預かり残高が零未満になる場合
 - 各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等が生じた場合
 - その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な場合
- (6) 上記(4)とは別に、年に2回まであらかじめ指定した日付に積立を行うことができるものとします。（以下、「増額積立」といいます。）ただし、年に2回の増額積立はそれぞれ別の日を指定するものとします。増額積立日が土・日・祝日等の銀行休業日の場合は、翌営業日に積立を行うものとします。
- (7) 増額積立金額は、1万円以上500万円以下の金額を1万円単位でご指定ください。

3【金利】

本サービスをご利用の外貨普通預金については、当行所定の金利を適用するものとします。

4【サービスの変更】

本サービスの積立日、積立金額等の取引内容を変更する場合は、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して積立日の前営業日までに当行に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の手続きに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

5【サービスの中止】

(1) 本サービスの中止を行う場合は、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当行に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の手続きに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

(2) 本サービスは、中止のお申出のない限りお申込み頂いた条件によるお取扱いを継続いたします。

(3) 次の一つにでも該当した場合には、前記(1)の手続によらず、当行は本サービスを中止することができるものとします。

引落口座又は本サービスを付与した外貨普通預金口座が解約された場合

本規定に違反した場合

本サービス申込時の申告に虚偽があった場合

引落口座の名義人について、相続の開始があった場合

当行がその他相当の事由として認めるような事象が発生した場合

(4) 各国政策、金融情勢、災害、事変及びその他諸般の状況の急激な変化等が生じ、かつ当行が長期的にその改善が見込めないと判断した場合、前記(1)の手続によらず、当行は本サービスを中止することができるものとします。

6【規定等適用】

本サービスの利用にあたっては、本規定に加え、各預金規定およびサービス規定により取扱います。

なお、本契約終了後も、各預金およびサービスについては各々の規定により取扱います。

7【本規定の変更等】

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等、相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2018年9月18日現在)